

委 託 契 約 書

1 委託業務の名称

2 委託期間 平成 年 月 日 から 日間
平成 年 月 日 まで

3 委託料 一金 円
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 一金 円

4 委託料の支払方法

5 契約保証金

上記の委託契約について、発注者と受注者は次の条項により、委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の証として本書2通を作成し、発注者と受注者が記名押印の上、各1通を保有する。

平成 年 月 日

発注者 住 所 桜川市羽田1023番地

氏 名 桜川市長 大塚 秀喜

受注者 住 所

氏 名

(総則)

第1条 発注者及び受注者は、この契約書及び仕様書に従い契約を履行しなければならない。

2 受注者は、契約書記載の業務（以下「業務」という。）を契約書記載の委託期間（以下「委託期間」という。）内に完了し、発注者は、その委託料を支払うものとする。

3 この契約書に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。

(権利義務の譲渡)

第2条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。

(一括委託の禁止)

第3条 受注者は、業務の全部又はその主たる部分を一括して第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合はこの限りではない。

(履行報告)

第4条 受注者は、仕様書の定めるところにより、契約の履行について発注者に報告しなければならない。

(検収及び引渡し)

第5条 受注者は、仕様書に記載の成果品を発注者に提出し、発注者は、速やかに検収するものとする。

2 前項の検収の結果、不合格となった場合は、発注者が指定する期間内に受注者は発注者の指示に従って修正し、再検収を受けなければならない。

(成果の帰属)

第6条 この契約の実施に伴って生じた一切の成果に対する権利は、それが生じたときから発注者に帰属する。

(業務内容の変更)

第7条 発注者は、必要があると認めたときは、業務の内容を変更し、又は業務を一時中止することができる。

2 受注者は、本契約の履行上または完了に及ぼす重要な事情により業務の内容に変更が生じたときは、直ちに発注者に報告し協議するものとする。

3 前2項において、委託料または委託期間を変更する必要があるときは、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

(損害のために生じた経費の負担)

第8条 この契約の履行に当り発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）のために必要を生じた経費は、受注者が負担するものとする。ただし、その損害が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、その損害のために生じた経費は、発注者が負担するものとし、その額は、発注者と受注者とが協議して定める。

(履行遅延の届出及び賠償金)

第9条 受注者は、受注者の責めに帰すべき事由により委託期間内に業務を履行することができない場合で、委託期間後に完了する見込みがあるときは、速やかにその旨を発注者に届け出て委託期間延長の承認を受けなければならない。

2 前項の場合において、発注者は受注者から委託期間延長前の期限(以下「当初期限」という。)から遅延する日数(以下「遅延日数」という。)1日につき委託料の1,000分の1に相当する金額を、遅延賠償金として徴収するものとする。ただし、部分引渡し等がある場合には、遅延日数1日につき委託料の総額から当初期限内に引渡し等を受けた部分に係る委託料を控除した額の1,000分の1に相当する金額を、遅延賠償金として徴収するものとする。

(委託料の支払)

第10条 受注者は、仕様書に定めるところにより、委託料の支払を請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から30日以内に委託料を支払わなければならない。

(秘密の保持)

第11条 受注者は、業務の遂行にあたって知り得た業務の内容を漏らし、または他の目的に使用してはならない。この契約が終了し、または解除された後においても同様とする。

(中立性の厳守)

第12条 受注者は、業務の遂行にあたっては中立性を厳守し、公正な判断を堅持しなければならない。

(特定の違法行為に対する措置)

第13条 受注者は、本契約の入札(見積り)に関し、次の各号のいずれかに該当するときは、発注者の請求に基づき損害賠償金として委託料の10分の1に相当する額を、発注者に支払わなければならない。業務が完了した後も同様とする。

(1) 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独禁法」という。)第48条第4項、第53条の3または第54条の規定による審決が確定したとき。ただし、同法第77条の規定により当該審決の取消しの訴えが提起されたときは、この限りではない。

(2) 前号ただし書きに規定する審決の取消しの訴えが提起され、当該訴えについて請求棄却または訴え却下の判決が確定したとき。

(3) 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして独禁法第48条の2第1項の規定による課徴金の納付を命じ、当該課徴金納付命令が第48条の2第6項の規定により確定した審決とみなされたとき。ただし、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)に定める当該課徴金納付命令の取消

しの訴えが提起されたときは、この限りではない。

(4) 前号ただし書きに規定する課徴金納付命令の取消しの訴えが提起され、当該訴えについて請求棄却または訴え却下の判決が確定したとき。

(5) 受注者（受注者が法人の場合にあっては、その役員または使用人）が、刑法（明治40年法律第45号）第96条の3または第198条による刑を受けることが確定したとき。

（発注者の解除権）

第14条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

(1) この契約を委託期間内に履行せず、又は、履行する見込みがないとき。

(2) この契約に違反したとき。

(3) 第6条に基づく検収に不合格となり、発注者の再度の検収においても不合格となったとき。

2 前項の規定により契約が解除された場合においては、受注者は、委託料の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

第15条 発注者は、業務が完了するまでの間は、前条第1項の規定によるほか、必要があるときは、契約を解除することができる。

2 発注者は、前項の規定により契約を解除したことにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

（特定の違法行為に対する解除権）

第16条 発注者は、受注者が契約に関し、第14条各号のいずれかに該当すると認められたときは、契約を解除することができる。この場合においては、前条第2項の規定は適用しない。

（受注者の解除権）

第17条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

(1) 第6条の規定により、仕様書を変更したため委託料が3分の2以上減少したとき。

(2) 発注者が契約に違反し、その違反によって契約の履行が不可能となったとき。

2 受注者は、前項の規定により契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を発注者に請求することができる。

（契約の費用）

第18条 この契約の締結に要する費用は、受注者の負担とする。

（契約外の事項）

第19条 この契約に定めのない事項については、必要に応じて、発注者と受注者とが協議して定める。

委 託 業 務 仕 様 書

1 件 名

2 委託業務の内容

3 支 払 方 法

4 そ の 他

① 関係法令等

本委託業務の受注者は、委託契約書及び本委託業務仕様書並びに関係法令に基づいて業務を行わなければならない。また、これらに明記なき事項については、発注者の監督員と協議の上、その指示を受けるものとする。

② 資料等の貸与等

本委託業務の遂行上、調査すべき諸事項は、受注者自らが行うが、既調査資料または文献等、発注者が保有しているもので、業務の遂行上必要なものは貸与する。受注者が資料等の貸与を受ける場合は、そのリストを作成し、貸与された資料は委託業務完了時に全て発注者へ返却するものとする。

③ 打合せ及び議事録

受注者は、業務の着手に先立ち十分な打合せを行い、また業務中にも必要な都度協議を行い、目的達成に努めるものとする。また、打合せ完了後は議事録をその都度提出するものとする。

④ 業務管理

受注者は、業務の円滑な進捗を図るため十分な経験を有する技術者を配置し、発注者の承諾を得て外部専門家を雇用することができる。主任技師は、業務の全般にわたり、技術的管理を行うものとする。

⑤ 疑義の解決

本委託業務仕様書に記載の事項に疑義が生じた場合、受注者は発注者と十分な打合せまたは協議を行い、業務の遂行に支障が生じぬよう努めなければならない。